

浜田市電子入札運用基準

【建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務等】

平成21年4月1日
浜田市

浜田市電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、浜田市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る測量、設計コンサルタント等業務委託(以下「建設工事等」という。)の入札等(見積を含む。以下同じ。)の手續を島根県電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)を利用して行う場合において、電子入札を円滑かつ適切に運用できるよう、浜田市契約規則(平成17年浜田市規則第59号) 浜田市入札執行要領、浜田市建設工事簡易型一般競争入札実施要領、その他の法令に定めるもののほか、電子入札の事務処理に関し必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この基準において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 電子調達システム 浜田市が発注する建設工事等の入札等の事務手續きをインターネットを利用して行うシステムをいう。
- (2) 電子入札 電子調達システムにおいて、電磁的記録の送受信により入札手續きを行う入札等をいう。
- (3) 紙入札 紙に記録した入札書を使用して行う入札をいう。
- (4) ICカード 電子認証事業者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (5) 電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電子文書
- (6) 電子くじ 入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、電子調達システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組みをいう。
- (7) 入札情報サービス(PPI) 入札に係る、公告、仕様書等、及び入札結果等に係る情報を一つのホームページ上から、一元的に入手、検索することを可能にするサービスをいう。
- (8) 入札執行者 浜田市入札執行要領第2条に規定する者
- (9) 入札事務担当者 浜田市入札執行要領第3条に規定する者

(利用者登録)

第3条 浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿に登録されている者(以下「有資格者」という。)が、電子入札を利用するときは、電子調達システムに利用者登録をしなければならない。

- 2 利用者登録の内容は、入札参加資格認定時に通知された登録番号、企業情報、代表窓口情報、ICカード利用部署情報等とする。
- 3 電子調達システムに利用者登録をした者は、登録した内容に変更が生じた場合には、

浜田市建設工事等競争入札参加者選定要領の規定に基づく変更の届出と併せて、直ちに電子調達システムへ変更内容の登録を行わなければならない。

(電子入札に使用するＩＣカード)

第４条 入札参加者が電子調達システムへの利用者登録申請を行うことができるＩＣカードは、次に該当するものでなければならない。

- (１) 有資格者名簿に登録されている商号又は名称で登録されたＩＣカードに限る。
- (２) 入札参加者が経常的に構成される共同企業体の場合は、代表構成員の商号又は名称で取得したＩＣカードに限る。
- (３) 入札参加者が、特定の入札案件に対して構成される共同企業体の場合は、代表会社のＩＣカードとする。また、特定ＪＶの応札にあたっては、特定ＪＶの構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限の委任状の提出を求めるものとする。

(ＩＣカードの不正使用)

第５条 入札参加者がＩＣカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めない。

- ２ 落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わない。
- ３ 契約締結後に不正使用等が判明した場合には、工事等の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

(案件登録)

第６条 入札事務担当者は、電子入札を行うこととした案件について、入札等の方式、建設工事等の概要、手続きの日時その他の必要な事項を電子調達システムに調達案件登録を行うものとする。

(１) 各受付期間等の設定

電子入札の入札書受付期間は、原則として開札日の前々日及び前日の２日間(休日を除く。以下この条において同じ。)とし、締切予定時間は前日の午後４時を標準とするものとする。なお、総合評価方式等により執行される場合は、技術資料の確認、評価点の登録等に必要な時間を勘案して入札書受付期間を設定するものとする。

その他の期間等の設定にあたっては、紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(２) 公告日又は指名通知日以降の案件の修正及び手順

公告日又は指名通知日以降において、案件登録情報のうち、入札等の方式・工種区分・入札時・落札方式・評価項目名称・工事コンサル区分・内訳書提出有無等について錯誤が認められた場合には、以下の手順によりすみやかに案件の再登録を行うものとする。

とする。

ア 錯誤案件に対して、入札参加確認申請書（これらに係る提出資料を含む。以下「資料等」という。）の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

（修正例：受付開始日時 13:00 同締切日時 13:01）

イ 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を明示する。

（修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」）

ウ 新規の案件として改めて登録する。

エ 既に資料等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して添付資料等を送信するように依頼する。

（紙入札への変更）

第7条 特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件名に「（紙入札に移行）」と追記変更し、以降当該案件にかかる電子調達システム処理を行わないものとする。

（紙入札の承認）

第8条 入札に参加しようとする者から、紙入札方式参加承認願（様式1）が提出されたときは、次の各号に該当する場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を承認するものとする。

（1）入札公告において、発注者が紙入札での参加を認めている場合

（2）電子認証局が発行した電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合

（3）プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害が発生した場合

2 電子入札の手続き開始後、前項に該当し入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、入札締め切り通知書発行までの間で、次の各号に該当する場合に限り、当該入札参加者について紙入札を認めるものとする。

（1）電子調達システムに障害が発生し、復旧が入札書提出締め切りに間に合わない場合

（2）ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合

（3）プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害が発生した場合

（4）その他やむを得ない事由があると認められる場合

3 前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、紙入札業者として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札にかかる作業を行わないように指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子調達システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

- 4 第1項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、入札書以外の提出書類の提出期限は、電子調達システムによる当該提出書類の提出期限と同一とし持参又は郵送し、入札書は開札日時に持参するよう当該入札参加者に指示するものとする。

(資料の提出等)

第9条 入札参加者が提出する競争参加資格確認資料、技術提案資料、工事費内訳書等(以下「提出資料」という。)については、原則として電子ファイルとする。

- 2 電子ファイルを添付する場合は、原則として書き換えのできないPDF(Acrobat9以下のもの)により作成することとする。PDF以外の電子ファイルとする場合は、次の電子ファイルの形式により作成することとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word (注)	Word2003形式以下のもの
Microsoft Excel (注)	Excel2003形式以下のもの
その他のアプリケーション	画像ファイル(TIFF、JPEG及びGIF形式) その他発注機関が認めた型式

(注) Word、Excelについては、PDFに変換することが望ましい。

(注) 各提出資料は、一括してPDFファイルとするなど、可能な限り添付ファイル数を減らすこと。ただし、工事費内訳書については単独ファイルとし、表紙には案件名(工事名、業務名)、商号又は名称及び代表者名を表示するものとする。

(注) 各資料への代表者印等の押印は要しない。

(注) 資料提出にあたっては、誤った資料を添付することのないよう十分に留意すること。

- 3 提出資料に係る電子ファイルを圧縮する場合は、LZH又はZIP形式によるものとし、自己解凍方式は認めない。

- 4 入札参加者から提出された資料等へのウィルス感染が判明した場合は、次により対応する。

(1) 直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

(2) 関係書類がウィルスに感染しており、郵送等の再提出が行われなかった場合は、その関係書類は「不備があるもの」として取り扱う。

(郵送等による資料の提出)

第10条 入札参加者は、競争参加資格確認資料、技術提案資料、工事費内訳書(以下「提出資料」という。)等が次のいずれかに該当するときは、第9条の規定にかかわらず、提出資料を郵送等により提出するものとする。この場合、3に示す内容を記載したテキストファイル等を電子調達システムにより提出する競争参加資格確認申請書に添付しなげ

ればならない。

- (1) 提出資料に係る電子ファイルの合計の容量が 3 MB を超える場合
 - (2) 提出資料に係る電子ファイルにウィルス感染があることが判明し、完全にウィルスを駆除することができないもの
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者が郵送等によることが必要であると認めたもの
- 2 入札参加者は、提出資料の一部に前項各号に掲げるものを含む場合には、提出資料の全てを一括して郵送等により提出するものとする。
- 3 入札参加者は、提出資料を郵送等で提出する場合、電子調達システムにより下記の内容を記載した書面を添付するとともに、送付する提出資料に競争参加資格確認申請書の内容確認画面の写しを同封するものとする。
- (1) 郵送する旨の表示
 - (2) 郵送する書類の目録
 - (3) 郵送する書類のページ数
 - (4) 発送年月日
 - (5) 提出する資料を記録した C D - R 等書き換えのできない電子媒体、ただし、第 1 項第 2 号の場合を除く。
- 4 郵送等の締切（必着とする。以下同じ。）は、電子調達システムによる当該提出書類の提出期限と同一とする。また郵送等にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとし、入札事務担当者は、郵送された資料を受領した場合には速やかに電子調達システムによる受付票の発行を行うものとする。

(競争参加資格確認申請書等の提出)

- 第 11 条 一般競争入札（全ての総合評価方式を含む。以下同じ。）に参加しようとする者は、電子調達システムにより競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を提出するものとする。ただし、第 10 条の規定により、提出資料を郵送等により提出する場合を除く。
- 2 総合評価方式の場合は、前項の資料等の提出時に、電子調達システムにより技術提案資料を併せて提出するものとする。ただし、第 10 条の規定により、提出資料を郵送等により提出する場合を除く。
- 3 入札事務担当者は、提出された競争参加資格確認申請書等の確認を行い補正等の必要がない場合は、電子調達システムから競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。
- 4 入札事務担当者は、郵送等により提出された資格確認資料等を受領したときは、速やかにその内容の確認を行い、補正等の必要がない場合は電子調達システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。

- 5 入札事務担当者は、紙入札を認めた入札参加者に対して前項による、競争参加資格確認申請書受付票を発行したときは、印刷のうえ電送等により入札業者に通知するものとする。
- 6 入札参加者は、電子調達システムから発行された（紙入札による参加を認められ前項により電送された場合を含む。）競争参加資格確認申請書受付票を印刷等により保管するものとする。

（入札説明書・調達案件内容等に対する質問回答）

第 12 条 入札説明書・調達案件内容等に対する質問は、電子調達システムにより受け付けることができるものとする。

- 2 電子調達システムにより受け付けた入札参加者からの質問に対する回答は、電子調達システムにより行うとともに、速やかに入札情報サービスに掲載するものとする。

（競争参加資格確認通知書の発行）

第 13 条 入札事務担当者は、提出された資料等により競争参加資格の有無が確認されたときは、電子調達システムにより競争参加資格確認通知書を発行するものとする。

- 2 入札事務担当者は、紙入札を認めた入札参加者に対して前項による、競争参加資格確認通知書を発行したときは、印刷のうえ電送等により入札業者に通知するものとする。
- 3 入札参加者は、電子調達システムから発行される、競争参加資格確認通知書を印刷等により保管するものとする。

（入札）

第 14 条 一般競争入札においては、前条により競争参加資格が有る旨の競争参加資格確認通知書が発行された者でなければ、入札書を提出することはできない。

（電子調達システムの利用）

第 15 条 電子調達システムを利用して簡易型一般競争入札を執行する場合は、浜田市建設工事簡易型一般競争入札実施要綱第 10 条第 2 項に規定する「入札執行日」を「入札書受付締切日時」に、第 14 条第 4 項に規定する「入札日」を「開札日」に読みかえる。

（競争参加資格確認申請書の提出等）

第 16 条 簡易型一般競争入札に参加を希望する者は、入札書提出までに電子調達システムの競争参加資格確認申請書の添付資料として、資格確認資料等を第 9 条及び第 10 条の規定により提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、電子調達システムから発行された、競争参加資格確認申請書受付票により提出を確認するものとする。

- 3 入札参加者は、電子調達システムから発行される、競争参加資格確認申請書受付票を印刷等により保管するものとする。

(入札)

第 17 条 簡易型一般競争入札においては紙入札による参加を承認された者を除き、電子調達システムにより提出締切期限までに競争参加資格確認申請及び資格確認資料を提出し、競争参加資格確認申請書受付票を発行された者でなければ、入札書を提出することができない。

(指名競争入札の通知等)

第 18 条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、電子調達システムにより入札に参加させようとする者に対して、指名通知書を送信するものとする。

- 2 入札参加者は、電子調達システムにより指名通知書を受信したときは、速やかに受領確認書を送信するものとする。

(見積依頼通知等)

第 19 条 随意契約により契約を締結しようとするときに電子調達システムによる場合は、電子調達システムにより見積に参加させようとする者に見積依頼通知書を送信するものとする。

- 2 見積参加者は、電子調達システムにより見積通知書を受信したときは、速やかに受領確認書を送信するものとする。

(入札書の提出)

第 20 条 電子入札による入札(見積を含む。以下同じ)参加者は、入札書(見積書を含む。以下同じ。)受付締切日時までに電子調達システムにより入札書の提出を行うものとする。なお、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

- 2 工事費内訳書の提出を求められた工事については、入札書を提出する際に工事費内訳書を添付しなければならない。
- 3 入札書受付締切日時を経過した後は、入札書の提出を受け付けない。

(入札の辞退)

第 21 条 入札参加者は、入札書受付締切日時前であれば、いつでも電子調達システム等により辞退届を提出して入札を辞退することができる。ただし、入札書を提出した後は辞退できない。

- 2 入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過したときをもって、辞退があったものとみなす。な

お、辞退とみなされたことについて、異議を申し立てることはできない。

(入札締切通知書の発行)

第 22 条 入札事務担当者は、入札締切日時が到来したときは電子調達システムにより入札締切通知書を発行する。ただし、簡易型一般競争入札にあっては、入札締切通知書を電子調達システムにより自動発行することができるものとする。

(技術資料の確認)

第 23 条 総合評価方式においては前条の競争参加資格確認申請書の受付票発行後、各入札参加者から提出された技術資料を確認するものとする。

2 技術提案の採否について通知を行う場合は、電子調達システムによらず電送等の方法により各入札参加者に通知する。

(工事費内訳書の確認)

第 24 条 入札事務担当者は、有効な工事費内訳書が入札書に添付されていることを確認する。

2 工事費内訳書の内容確認等は、開札後に行うものとする。

3 落札決定後、落札者の提出した工事費内訳書は印刷の上設計書に添付するものとする。

(工事費内訳書の保存)

第 25 条 入札者から提出された工事費内訳書は電子調達システムにおいて、入札執行の日の属する月から 3 年間保存するものとする。

(開札等)

第 26 条 入札執行者は、開札日時に至ったときは、遅滞なく開札の手続きを開始し、紙入札業者がある場合には、入札執行者の入札執行の宣言後、入札書等を提出させ、当該入札書の入札金額を電子調達システムに登録する。

2 前項の手続きを終えた後、入札執行者は予定価格調書を開封し、電子調達システムに最低制限価格又は調査基準価格に登録した後、開札を行う。

3 電子入札において、開札に立ち会うことができるのは、電子入札による参加者で希望するもの、及び紙入札による入札書を持参した入札者又はその代理人とする。この場合において、当該入札者が代理人により入札書を持参させ開札に立ち合わせるときは、委任状を提出させるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、いずれの入札者も開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員（以下「立会担当職員」という。）を立ち合わせるものとする。

(落札決定の保留)

第 27 条 入札執行者は、開札の結果落札候補者があり、次に掲げる事由により落札決定を保留する必要があるときは、落札決定の保留を確認した上で、電子調達システムにより全ての入札参加者に対して保留通知書を発行するものとする。

- (1) 総合評価方式において、総合評価値を決定するとき。
- (2) 簡易型一般競争入札において、落札候補者の競争参加資格等を確認するとき。
- (3) 低入札価格調査を実施するとき。
- (4) その他入札執行者が必要と認めるとき。

(再度入札等)

第 28 条 予定価格の事前公表を行わない案件で、第 1 回、又は第 2 回の入札において予定価格の範囲内で有効な入札がなく再度入札を行う場合、入札執行者は電子調達システムにより再入札通知書を入札参加者全員に発行する。

2 再度入札の受付時間は当初開札時間の 20 分から 30 分後を標準として設定するものとする。

(開札状況等に係る情報提供)

第 29 条 開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には必要に応じ作業状況の登録を行い、電子調達システムにより入札者へ情報提供を行うものとする。

(落札決定等)

第 30 条 落札者を決定したときは、入札執行者及び立会担当職員は、落札を確認した上で、電子調達システム上で署名を行い、落札者決定通知書を発行するものとする。

2 落札者は、落札決定通知書を印刷のうえ発注者に持参し、契約手続きを行うものとする。

(電子くじ)

第 31 条 落札となるべき同価格の入札をした者又は総合評価方式による総合評価値が最高の者(以下「くじ対象者」という。)が 2 人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、次のとおり対応するものとする。

(1) くじ対象者が、全て電子入札で参加している場合は、入札書提出時に表示される入札書受信確認通知に記載されたくじ番号()により電子くじを実施し落札者を決定した後、前条第 1 項により落札決定通知書を発行するものとする。

(くじ番号は、入札参加者が入力した任意の番号に入札書の受付時刻の秒の部分を加算して決定したもの)

- (2) くじ対象者が、電子入札と紙入札で参加している場合は、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額・実施日時・実施場所を明記した保留通知書を電子調達システムにより当該入札参加者全員に通知し、くじ引き実施し落札者を決定した後、前条第1項により落札決定通知書を発行するものとする。
- (3) くじ対象者が、全て紙入札で参加している場合は、保留通知書を送信することなく、その場でくじ引きを実施のうえ落札者を決定し、落札決定通知書の発行を行うものとする。

(入札締切日時の延期等)

第32条 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

2 調査確認の結果、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行うことができるものとする。

- (1) 天災
- (2) 広域・地域的停電
- (3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- (4) その他、時間延長が妥当であると認められた場合(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)
- 3 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を電子調達システムにより送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)

第33条 発注者側の障害が発生した場合、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

2 復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)

(入札の延期、取り止め)

第34条 島根県建設工事入札執行要領第37条に規定する事由が生じたこと等により、入

札を延期、または取り止める場合、入札執行者は電子調達システムにより日時変更通知、又は入札中止通知書を発行するものとする。

- 2 前項の場合で、通信障害等により電子調達システムによる通知が困難な場合は、電話等の方法で通知するものとする。

(不落随契)

第 35 条 落札者がいない場合の不落随契への移行時、手続きを電子調達システムにおいて行う場合は、電子調達システムにより発行する見積依頼書には以下の内容を記載するものとする。

- (1) 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
- (2) 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず提出すること。
- (3) 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者とみなすこと。

- 2 不落随契に伴う見積依頼通知書は、入札辞退者を除き前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

(受任者との契約締結等)

第 36 条 代表者の IC カードにより入札等を行い落札した場合には、代表者又は代表者から委任状により契約権限の委任を受けた者と契約を締結することができる。

- 2 受任者の IC カードにより入札を行い落札した場合には、原則として、当該入札をした受任者又は代表者と契約を締結することができる。

(電子入札対象案件の表示)

第 37 条 電子入札対象案件の入札公告を作成する際には、電子入札対象案件である旨を受注希望企業に明示するため、公告本文に下記のとおり記載するものとする。

「本案件は、電子入札の対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、別に指定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。」

(発注案件の登録)

第 38 条 入札公告等を行う発注案件においては、入札情報サービス (P P I) に入札情報を登録するものとする。

(1) 登録する入札情報

- ア 案件名
- イ 公告日又は指名通知日
- ウ 工事場所
- エ 工期又は履行期限

- オ 発注課
- カ 工事概要
- キ 工種
- ク 紙・電子入札の別
- ケ 入札方式
- コ 開札予定日時
- サ 申請書受付期間（指名競争入札の場合を除く。）
- シ その他

(2) 入札情報サービス掲載対象工事の発注方式

- ア 一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）
- イ 簡易型一般競争入札
- ウ 指名競争入札

(3) 入札情報サービス掲載対象業務の発注方式

- ア 指名競争入札

2 入札情報システムに登録した案件の入札公告、添付資料等に修正があった場合は、次のとおり入札情報サービスに「お知らせ」を掲載する。

- (1) 別紙「お知らせ」掲載依頼書を運用SEにメールし掲載を依頼する。
- (2) 入札情報サービス（PPI）の「お知らせ」欄に情報が表示される。

（入札結果等の登録）

第39条 入札結果等については、落札者決定後、速やかに入札情報サービス（PPI）に登録し、公開するものとする。

（電子入札における帳票）

第40条 電子調達システムの仕様によって発行された書類は、各入札執行要領等に定める所定の様式に従って作成された書類とみなす。

（電子調達システムの運用時間）

第41条 電子調達システムの運用時間は、浜田市の休日をも定める条例（平成17年10月1日浜田市条例第2号）第1条第1項各号に規定する休日を除く、午前9時から午後5時までとする。

様式 1

紙入札方式参加承認願

1. 発注件名
2. 電子調達システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子調達システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

入札執行者 浜田市管財課長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

上記について承認します。

については、入札書等を下記のとおり持参してください。

記

- 1 入札書提出日時 平成 年 月 日 時 分までに持参すること。
- 2 入札書等提出場所 浜田市役所 管財課 入札管理係

平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

入札執行者 浜田市管財課長 印

入札情報サービス(P P I)「お知らせ」掲載依頼書

依 頼 日	
掲載希望日	
案 件 名	
内 容	・ 訂正公告 ・ その他()

連絡先所属 浜田市総務部管財課 入札管理係

連絡先電話 0855-22-2612

担当者メールアドレス kanzai@city.hamada.shimane.jp